

○ 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1 参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

○ 「あいさつの日」の実施（月曜日6年生 水曜日5年生 金曜日4年生）

○ ボランティア活動の推進

○ 全校児童による「みんなで遊ぼう」実施（お別れ遠足）

○ 児童主体による学校行事の推進

○ 当番、係活動の取組

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

○ 個に応じたわかる・できる授業の展開

○ 職員相互の授業研究会等による授業力向上等の取組

○ 教職員の言動で、児童を傷つけたり、いじめを助長したりしないよう、細心の注意を払い指導する。

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

○ 「心のアンケート」をもとにした教育相談の実施

(ウ) 教科や学級活動、道徳の時間等を中心として、「いじめは絶対に許されない」という人権感覚を育むことを目指します。

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○ PTA総会での学校の方針説明

○ 学校通信や学級通信を活用したいじめの防止活動の報告

○ 人権週間による保護者への啓発

○ 保護者を対象とした研修会の開催



(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを見逃さないようにし、教職員及び保護者で情報を共有します。

○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3 参照

○ 人権週間の設定

イ 定期的に教育相談を実施し、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○ 「学校生活アンケート」をもとにした教育相談の実施

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童・保護者を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○ 学校独自の「心のアンケート」の実施

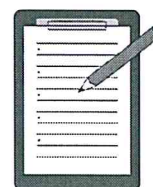
○ 県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○ 職員会議での情報の共有

○ 進級時の情報の確実な引継ぎ

○ 過去のいじめ事例の蓄積



(3) いじめに対する措置

※別紙4参照

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
 - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
 - いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに通報します。
- イ 情報の共有
- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は「(いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会)」で報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
- 速やかに調査の方針について決定します。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町・県教育委員会に直ちに報告します。
 - 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、担任の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
 - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- エ 解決に向けた指導及び支援
- 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会」で決定します。
 - 事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策・特別支援教育委員会において、指導及び支援の方針を決定し、組織的な対応に努めます。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う
- ・いじめられた児童へ謝罪の気持ちを持たせ、謝罪の場を設定する

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します

- ・いじめられた児童や保護者の心情に配慮しながら、事実を伝える
- ・いじめた児童の成長につながるよう教職員として指導していくこと
- ・そのためには、保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう
- ・いじめられた児童の保護者に連絡し、保護者として謝罪してもらい、状況により、謝罪の場を設定する

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・町教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や心身・財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で少なくとも3か月は見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

キ 出席停止等の措置等

- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、いじめを行った児童とその保護者に対して、該当児童の出席の出席停止を命ずる等、町教育委員会と連携しつつ状況に応じて必要な処置を講じます。